

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年8月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年9月10日から同月30日まで縦覧に供する。

令和7年9月5日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 亀尾池地区	観音寺市経済部 農林水産課
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 皿井地区	〃